

令和5年1月

上野労働基準監督署ニュース



☑ 正社員と非正規雇用労働者間の 不合理な待遇差は禁止されています



短時間労働者や有期雇用労働者から、**正社員との待遇差の内容や理由などを問われた場合、事業主は非正規雇用労働者に説明しなければなりません。**



正社員と同じ仕事をしているのに...
正社員と同じように手当はもらえないの？

その待遇の違い、説明できますか？

- 「パートだから」「契約社員だから」という理由では、説明として認められません。
- 待遇ごとの性質・目的に照らして、職務内容や転勤・異動の範囲の違いなどから、具体的に理由を説明できることが必要です。

チェックすべき待遇の例

- ・ 基本給、賞与、手当
- ・ 教育訓練、福利厚生等
- ・ 正社員への転換推進措置
- ・ 相談のための体制整備、労使の話し合いの促進など
- ・ 労働条件の明示・説明



パートタイム・有期雇用労働法
キャラクター「パゆう」ちゃん

**不合理な待遇差について、何も対策をしない場合
裁判で法違反と判断される可能性もあります。**

詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

自己診断したい
場合はこちら



同一労働同一賃金
特集ページ

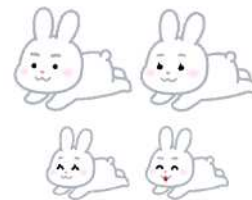


多様な働き方



派遣労働者を受け入
れる場合はこちら

☑ 本年 4 月から中小企業の月 60 時間を超える
時間外労働の割増賃金率が上げられます。



中小企業の月 60 時間超の時間外労働に対する割増賃金率が
50%になります。

(本年 3 月 31 日まで)

(本年 4 月 1 日から)

月 60 時間超の残業割増賃金率
大企業は 50%
中小企業は 25%



月 60 時間超の残業割増賃金率
大企業、中小企業ともに 50%
中小企業の割増賃金率を引き上げ

	1 か月の時間外労働 1 日 8 時間・1 週 40 時間 を超える労働時間	
	60 時間以下	60 時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

	1 か月の時間外労働 1 日 8 時間・1 週 40 時間 を超える労働時間	
	60 時間以下	60 時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%



詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

2023 年 割増賃金

検索



☑ 労働基準監督署の対応について



相談、届出・申請などは「電話」、「電子申請」、「郵送」
をご活用ください

利用者の皆さまにご来庁いただくことなく、電話による労働
相談、電子申請・郵送など各種届出・申請、インターネットを
通じた情報収集が可能です。

感染防止拡大の観点から、積極的な活用をお願いします。

また、労働基準監督署で行う申請・届出等については、一部を除き、事
業主等の押印や署名がなくとも提出ができますので、こうした書類の作
成に当たってのテレワークの活用もあわせてお願いします。